

社会福祉法人村上岩船福社会
「修学資金貸付金」のご案内

介護福祉士や社会福祉士を目指す方へ

社会福祉法人村上岩船福祉会では、村上市又は岩船郡内において介護福祉士や社会福祉士（以下「介護福祉士等」）として介護等の業務や福祉に関する相談援助業務に従事しようとする方で、修学に際し経済的援助が必要な世帯に属する方に対し、以下により修学資金の貸付を行います。

一定期間以上勤務した場合、返還が免除されます。

【貸付の対象】

次の①から④すべてに該当する方が対象となります。

- ① 新潟県内の養成施設等に入学しようとする方又は在学している方
- ② 県内に住所を有している方
- ③ 養成施設等及び実務者養成施設等を卒業後、村上市又は岩船郡内において介護福祉士等として介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事しようとする方
- ④ 修学に際し経済的援助が必要な方で、以下の一つ以上に該当する方
 - (1) 生活保護受給世帯の方
 - (2) 市町村民税非課税世帯の方
 - (3) ひとり親世帯に属する方
 - (4) その他、上記に準ずると認められる方

【貸付の対象外】

- ① 暴力団関係者である場合
- ② 多額な債務がある又は返済が滞っている場合
- ③ 債務整理の予定がある又は現在債務整理中の場合
- ④ その他、本人や世帯等の状況により明らかに契約の履行に困難が生じると見込まれる場合

【貸付金額と貸与期間】

600,000 円を上限額とし、養成施設等における所定の修学年限を超えない期間で一括して貸し付けます。ただし、特別の理由があるときはこの限りではありません。

【貸付の決定】

当法人が設置する介護福祉士等修学資金貸付審査委員会にて適否を審査し、通知します。

【返還の免除】

卒業後1年以内に村上市又は岩船郡内において介護等の業務等に従事し、5年間引き続いて従事したときなどは返還が免除されます。

【返還】

次の①から③に該当する場合などは返還の対象となります。

- ① 退学等により貸付契約が解除されたとき。
- ② 卒業後介護福祉士等の登録を受けて村上市又は岩船郡内において介護等の業務等に従事しなかったとき。
- ③ 卒業後1年以内に村上市又は岩船郡内において介護等の業務等に従事したが、5年間従事しなかったとき。

返還の免除や返還については、他にも該当事項や例外事項があります。詳細につきましては、以下にお問い合わせください。

【申込・問い合わせ先】

社会福祉法人村上岩船福祉会本部事務局

958-0053 新潟県村上市上の山2番17号

電話：0254-50-2222

ファックス：0254-50-2223

ホームページ：<http://www.murakamiiwafune.or.jp>

電子メール：jimu.honbu@murakamiiwafune.or.jp

社会福祉法人 村上岩船福祉会

基本理念

一人ひとりの安心と

笑顔のために



-基本方針-

1. 私たちは、個人の尊厳と権利を尊重し、自立した生活を応援します。
2. 私たちは、福祉の専門職としての自覚を持ち、良質なサービスの提供に努めます。
3. 私たちは、地域に理解され、開かれた施設を目指します。

社会福祉法人村上岩船福祉会

958-0053 新潟県村上市上の山2番17号

電話：0254-50-2222

ファックス：0254-50-2223

ホームページ：<http://www.murakamiiwafune.or.jp>

電子メール：jimu.honbu@murakamiiwafune.or.jp